

第5章 契約の終了

第1節 契約期間

(契約の終期)
第57条 本契約は、平成37年3月31日又は甲乙間において別途定める日をもって終了する。

- 2 本契約が期間満了により終了する場合、乙は、契約期間満了の14日前までに本件施設等の状態を検査し、その結果を甲に報告する。
- 3 甲は、前項の報告を受けた後速やかに、本件施設等の現況を検査しなければならない。
- 4 前項の場合において、本件施設等について、業務要求水準書の水準を充足していない設備等があるとき、又は乙の責めに帰すべき事由による損傷が認められたときは、甲は、乙に対しその修補を求めることができる。
- 5 乙は、必要な修補を実施した後速やかに、甲に対し、修補が完了した旨を通知し、甲は、かかる通知を受領後10日以内に修補の完了の検査を行わなければならない。
- 6 乙は、本契約の期間満了に際し、本件施設等の維持管理・運営業務を甲に引き継ぐものとし、維持管理・運営仕様書及び維持管理要領書その他本件施設等の維持管理・運営に必要な図書を甲に交付するとともに、十分な説明、事務引き継ぎを行うものとする。

(契約終了後の修繕)

- 第58条 本契約終了後1年以内に本件施設等のうち乙が定期修繕として全面的な更新を行なった機械設備及び電気設備につき、全面的な修繕又は更新が必要となった場合には、甲は、乙に対し、かかる全面的な修繕又は更新に要する費用当額につき損害賠償請求することができる。ただし、乙は、かかる損害賠償に代えて、甲の承諾を得て、自ら又は第三者をして、本件施設等のうち乙が定期修繕として全面的な更新を行なった機械設備及び電気設備の全面的な修繕又は更新を行うことができる。
- 2 乙は、甲が認める乙の株主に、甲に対し、第1項に基づき乙が負担する債務につき保証させ、かかる保証書を当該出資者から徴求し、甲に差し入れるものとする。当該保証書の様式は、別紙6に定める様式による。

第2節 解除による契約の終了

(乙の債務不履行等による契約の解除)

- 第59条 次に掲げる場合は、甲は、催告することなく本契約を解除することができる。
 - (1) 乙の責に帰すべき事由により、運営開始日が運営開始予定日から起算して3か月以上遅延したとき。
 - (2) 乙の責に帰すべき事由により、本事業の履行が不能となったとき。
 - (3) 乙に係る破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始その他これらに類する法的手続について、乙の取締役会での申立て等を決議したとき若しくはその申立て等がされたとき又は乙が支払不能若しくは支払停止となったとき。
- (4) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者

(維持管理・運営業務にかかるサービス購入料の支払)

第52条 甲は、乙の遂行する本件施設等の維持管理・運営業務に関し、毎月1回、第47条に基づき乙が提出を受けた業務日誌及び各種業務報告書及び必要に応じて甲が実施した巡回により当該業務の状況及び履行を確認の上、かかるサービス提供の対価をサービス購入料の算出方法及び支払い方法説明書に記載の支払方法により支払うものとする。

(サービス購入料の改定)

第53条 前2条のサービス購入料は、サービス購入料の算出方法及び支払い方法説明書の規定に従って改定されるものとする。

(サービス購入料の減額)

第54条 第48条に定めるモニタリングの結果、乙が実施した維持管理・運営の業務について、本契約、業務要求水準書、民間事業者提案、維持管理・運営仕様書及び維持管理要領書に記載された水準を満たしていない事項が存在することが甲に判明した場合、甲は、モニタリング及びサービス購入料減額等説明書に記載する手続に基づいてサービス購入料を減額するものとする。第52条に定める方法により甲が乙による業務の履行を確認することができなかつたものがある場合、甲は、乙が当該業務を履行しなかつたものとみなして、サービス購入料の減額を行うものとする。

(サービス購入料の返還)

第55条 第47条に定める各種業務報告書等に虚偽の記載があることが判明した場合、乙は、甲に対して、当該虚偽記載がなければ甲が減額し得たサービス購入料に相当する額を、当該サービス購入料を受領した日から返還の日までの日数に応じ、年10.75%の割合で計算した利息を付して返還しなければならない。

(甲の承諾が必要な事項)

第56条 乙は、甲に対するサービス購入料の請求権又はその他本契約に基づき若しくは本事業に関し甲に対して有することとなる一切の権利について、融資機関その他の第三者に対し、債権譲渡、代理受領、質権及び担保権の設定その他の処分を行うときは、予めその具体的内容を明らかにし、事前に処分又は担保設定等の契約書を甲に提出した上で、甲の承諾を得なければならない。

2 甲が前項の承諾を与える場合には、以下の条件を付することとする。

- (1) 甲は、本契約に基づきサービス購入料の減額ができること、及びその他サービス購入料の支払を拒否できる抗弁を全ての融資機関その他の第三者に対しても主張できること。
- (2) 甲が乙に対して本契約に基づく金銭支払請求権（違約金請求権及び損害賠償請求権を含む。）を取得した場合には、当該請求権相当額をサービス購入料から控除できること。

にかかると支払利息を加算して得られる金額を解除前の支払いスケジュールに従って支払うか、又は③この別段の合意に基づき支払方法に従って支払うかのいずれかを選択することができるものとする。

(本件施設等の引渡後の解除の効力)

第64条 第59条ないし第62条により本契約が解除された場合で、本件施設が甲に引き渡されている場合、本契約は将来に向かって終了するものとし、甲は、本件施設等の所有権を引き続き保持するものとする。

2 第59条ないし第62条により本契約が解除された場合、甲は、①サービスマン購入料のうち建設委託料(ただし、割賦支払金の支払利息相当額は除く。)の残額を一括して支払うか、②サービスマン購入料のうち建設委託料(ただし、割賦支払金の支払利息相当額を含む。)の残額を解除前のスケジュールに従って支払うか、又は③この別段の合意に基づき支払方法に従って支払うかのいずれかを選択することができるものとする。

(損害賠償等)

第65条 第59条の規定により本契約が解除された場合で、本件施設が甲に引き渡されるときには、乙は、甲に対して、サービスマン購入料のうち建設委託料相当額並びにこれに係る消費税及び地方消費税(ただし、支払利息を除く金●円)の10%に相当する金額を連約金として支払うものとする。

2 第1項の場合において、第12条の規定により甲を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、甲は、当該履行保証保険契約の保険金を受領した場合、これをもって連約金に充当するものとする。

3 第59条に基づいて本契約が解除された場合に甲が被った損害額が第1項の連約金を上回る場合、乙は、甲に対し、甲が被った損害額と連約金との差額を支払わなければならない。

4 第60条の規定により本契約が解除された場合、甲は、かかる解除に起因して乙が被った損害を、乙に支払わなければならない。

(事務の引継等)

第66条 第57条第6項の規定は、第59条ないし第62条の規定により本契約が解除された場合に、これを準用する。

第3節 原状復帰

(契約終了時の原状復帰)

第67条 乙は、甲が第35条による本件施設の引渡し以前に、理由の如何を問わず本契約が終了した場合に、業務要求水準書に従い、本件施設に乙が所有し又は管理する一切の物件(ただし甲が買い取りを除く。)を乙の責任及び費用において、直ちに事業場所又は作業用地から撤去し、事業場所を原状復帰させるものとする。

2 乙は、甲が第35条に規定する工事完成検査結果の通知書を乙に交付した後に本契約が終了した場合は、本件施設及び事業場所を、乙の所有にかかると認められる事業場所を取り片づけた上で、現状のまま甲に引渡すものとする。

に該当することとなったとき。

2 乙の責に帰すべき事由により、乙が本契約に基づく乙の義務を履行しない場合(前項及び次項各号に掲げる場合を除く。)、甲は、30日以上60日以下の期間で当該不履行を治癒するのに合理的に必要な期間を設けて催告を行った上で、本契約を解除することができる。

3 次に掲げる場合は、甲は、30日以上前に乙に対して書面による通知をすることにより本契約を解除することができる。

(1) 乙が本事業を自発的に放棄したと認められるとき。

(2) 乙の株主が第58条第2項に規定する保証書を期日までに提出しないとき又はその保証内容を維持しないとき。

(3) 乙が第72条第1項に規定する保険契約を締結しないとき又はこれを維持しないとき。

4 甲は、モニタリング及びサービスマン購入料減額等説明書に規定されることに従い本契約を解除することができる。

(甲の債務不履行による契約の解除)

第60条 甲の責に帰すべき事由により、本事業の履行が不能となった場合は、乙は、催告することなく本契約を解除することができる。

2 甲が本契約に基づいて履行すべき支払債務について、支払期限を過ぎて30日以内に履行しない場合は、乙は、60日の期間を設けて催告を行なった上で、本契約を解除することができる。

3 甲の責に帰すべき事由により、甲が本契約に基づく甲の義務を履行しない場合(前2項に掲げる場合を除く。))は、乙は、30日以上60日以下の期間を設けて催告を行った上で、本契約を解除することができる。

(甲の解除等)

第61条 甲は、運営開始日から第57条に規定する契約期間の満了前に本事業を終了させる必要があると判断する場合は、乙に対して通知を行い、本契約を解除することができる。

(法令変更又は不可抗力による契約の終了)

第62条 第69条又は第70条の協議にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更若しくは不可抗力により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のためには不可抗力を要すると判断した場合、甲は、乙に通知の上、本契約を解除することができる。

(本件施設等の引渡前の解除の効力)

第63条 第59条ないし第62条の規定により本契約が解除された場合で、本件施設等が甲に引き渡されるときには、甲は、自己の責任及び費用において、本件施設等の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分を買取り受け、引渡しを受けるものとする。

2 甲が前項に基づき合格部分の引渡しを受けた場合、甲は、第51条の一時支払金が支払われているときにはこれを出来形部分の買受金から控除するものとし、その後も残金がある場合には、①出来形部分の残額を一括して支払うか、②出来形部分の残額にこれ

3 乙が前2項に規定する原状復帰を行わない場合には、甲は、合理的な期間を設けて催告した上で、自ら原状復帰を行い、当該原状復帰に係る費用を乙に請求することができる。

第6章 その他

(本件施設等の修理等に要する経費)

第68条 乙は、甲の責に帰すべき事由により本件施設等の修理、改良等を行う場合、乙は修理、改良内容及び費用等について甲と事前に協議した上で、これらに要した経費を経費の明細を添付の上、甲に請求することができる。甲は当該請求に基づき支払うものとする。ただし、人命に係わる場合や設備事故回避など緊急時の場合は甲と事前に協議することなく本件施設等の修理を実施することができる。

(法令変更等)

第69条 本契約の期間中に法令変更が行われた場合又は乙の責に帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合において、本件施設等について、本契約、業務要求水準書、民間事業者提案、維持管理・運営仕様書及び維持管理要領書に従った維持管理及び運営を行うことができなくなるときは、乙は、次に掲げる事項について甲に報告するものとする。

(1) 乙が受けることとなる影響

(2) 法令変更又は許認可等の効力に関する事項の詳細

2 甲は、前項の規定による報告に基づき、契約の変更、その他これに対処するための措置並びに増加費用の負担及びその支払方法について、速やかに乙と協議するものとする。

3 第1項に規定する事由が発生した日の翌日から起算して60日以内に（法令変更にあつては、公布の日から60日を経過する日又は施行の日のいずれか遅い方の日までに）前項の規定による協議が整わない場合は、別紙5に記載する負担割合によるものとする。ただし、第62条第1項の規定により本契約を解除する場合は、この限りでない。

4 前2項の規定に基づいて甲に増加費用の負担が生じた場合は、サービス購入料の改定により賄うものとし、詳細は甲と乙が協議して決める。

(不可抗力)

第70条 甲又は乙は、不可抗力により本契約の履行ができなくなるときは、直ちにその旨を相手方へ通知し、相手方に生じる損害が最小限となるよう努めるものとする。

2 運営期間中に、不可抗力により甲若しくは乙が本契約の履行ができなくなつた場合又は事業場所若しくは本件施設等に重大な損害を生じた場合は、甲及び乙は、本契約の変更並びに増加費用の負担及びその支払方法について協議を行うものとする。

3 第1項に規定する事由が発生した日の翌日から起算して60日以内に前項の規定による協議が整わない場合は、別紙4に記載する負担割合によるものとする。ただし、第62条第1項の規定により本契約を解除する場合は、この限りでない。

4 前2項の規定に基づいて甲に増加費用の負担が生じた場合は、サービス購入料の改定により賄うものとし、詳細は甲と乙が協議して決める。

(乙の解散)

第71条 乙は、運営期間の最終日（本契約が中途解約により終了した場合は、その最終日）から365日を経過する日まで解散することはできない。ただし、甲が事前に承諾した場合、又は甲が承諾した第三者が、乙が第58条第2項（契約終了後の修繕）により負う責任を受け入れた場合はこの限りでない。

(保険)

第72条 乙は、別紙7に掲げる保険契約を、別紙7に指定する期日までに締結し、又は保険契約者として記載された者に締結させ、その期日以降、別紙7（1）本件施設の整備に係わる保険については、本件施設等の引渡がなされる時まで、別紙7（2）維持管理・運営業務に係わる保険については、本契約が終了する日まで維持するものとする。

2 第1項の保険契約に係る保険金の請求事務は、乙が行うものとし、甲は、これに協力するものとする。

(公租公課の負担)

第73条 本契約及び本事業の実施に関連して生じる公租公課は、本契約に特別の定めがある場合を除き、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第74条 甲及び乙は、本契約の履行に際して知り得た相手方の秘密を乙の株主、本契約に関するコンサルタント、相手方の代理人若しくは融資機関以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、本事業に関して知る前に既に自ら保有していたもの、本事業に関して知る前に公知であったもの、本事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となったもの、本事業に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したものの、法律、政令、規則、条例上の要請又は官公署の命令等により開示を要請されたものについては、秘密保持義務の対象から除くものとする。

(著作権等)

第75条 本件施設等の内容の公表は、甲乙間の協議に基づいて行われるものとする。

2 乙は次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、甲の許諾を得た場合はこの限りではない。

(1) 本件施設等の内容を公表すること。

(2) 本件施設等に乙の実名又は変名を表示すること。

(著作権の侵害防止)

第76条 乙は、本件施設が第三者の有する著作権を侵害するものでないことを、甲に対して保証するものとする。

2 乙は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し又は必要な措置を講じなければならない。

3 甲は、本契約に従い乙から引渡しを受けた設計図書を本件施設の建設、運営及び維持

管理のために、無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができる。乙は、甲によるかかる図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないことを保証し、そのために必要な措置をとらなくてはならない。

（工業所有権）

第77条 乙は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。ただし、甲が当該技術等の使用を指定した場合であつて乙が当該工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しななければならない。

第7章 雑則

（請求、通知等の様式その他）

第78条 本契約に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本契約書に特別の定めがある場合を除き、書面により行われなければならない。

2 本契約の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本契約書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

4 本契約書における期間の定めについては、本契約書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び会社法（平成17年法律第86号）の定めるところによる。

（通貨及び端数処理）

第79条 本契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

2 本契約に基づく金銭債務の額は、円を最低額の単位として算定するものとし、当該単位に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

（解釈）

第80条 甲が本契約の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき設計、建設、運営、維持管理等の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（準拠法及び裁判管轄）

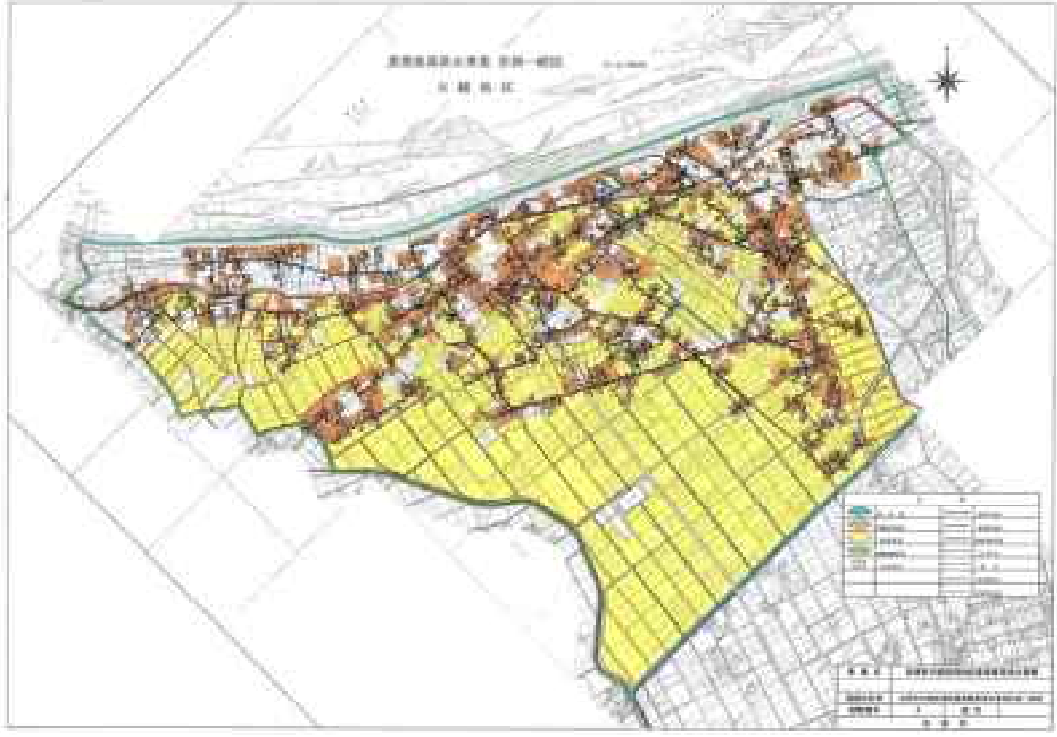
第81条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。

2 本契約に関連する紛争は、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とし、甲及び乙は、同裁判所の専属的管轄に服するものとする。

（疑義についての協議）

第82条 契約書の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

別紙1 事業場所



別紙2 事業場所に関する使用貸借契約書

加須市大越処理区農業集落排水事業（以下「本事業」という。）を実施するために、埼玉県加須市（以下「甲」という。）は、[事業者の名称が入ります]（以下「乙」という。）と次のとおり土地の使用貸借について契約を締結する。

(定義)

第1条 本契約において用いられている用語で本契約において別段の定義のないものは、それらの用語について甲と乙が平成□年□月□日付で締結した「加須市大越処理区農業集落排水事業契約」（以下「事業契約」という。）において定められた意味を有するものとする。

(土地使用貸借)

第2条 甲は、甲が所有する、本契約書別紙に示す土地（以下「本件土地」という。）を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第12条第2項の規定により、無償で乙に貸し付けるものとし、乙は、これを借り受けるものとする。
2 甲は、本件土地を業務要求水準書に示した状況にて乙に引き渡すものとする。
3 本件土地の使用貸借の期間は、本契約締結日から平成□年□月□日までとする。
4 本契約に基づく使用貸借は、本事業の実施のための本件施設の建設を目的とし、乙は、かかる目的の範囲内においてのみ本件土地を使用するものとする。

(使用貸借の終了)

第3条 平成□年□月□日「使用貸借期間の終了日が入ります。」までに、何らかの理由により事業契約の全部が終了した場合には、本契約に基づく使用貸借も終了するものとする。
2 事業契約の終了により使用貸借が終了した場合、乙は、甲に対して、事業契約の終了事由に応じた事業契約に規定される状態にて、本件土地を明け渡すものとする。
3 前項の定めにかかわらず、物品の撤去等のために必要な場合、甲は、乙に対し、本件土地の引き渡しをかかる物品の撤去等の終了まで猶予するものとする。

(使用上の制限)

第4条 乙は、本件土地が市有財産であることに常に配慮し、善良なる管理者の注意をもって本件土地を使用し、維持保全しなければならない。
2 乙は、事業契約によるもののほか、本件土地について甲の承諾を得ないで現状を変更し、又は本件土地上に本件施設以外の建物その他を新築し、若しくは増築してはならない。

(甲の本件土地の使用)

第5条 乙は、甲が乙に本件土地を引き渡した後も、甲が本件土地を使用することを認めらる。

(滅失又は毀損の通知義務)

第6条 乙は、本件土地の全部又は一部が毀損した場合、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により、本件土地を毀損した場合には、乙の負担において本件土地を原状に回復しなければならない。

(必要費等の請求権の放棄)

第8条 乙は、本件土地に投じた補修費等の必要費、改良費等の有益費その他本件土地の使用に伴い発生する費用の支出があっても、これを甲に請求しないものとする。ただし、別途事業契約で費用負担について定めのあるものについてはこの限りではない。

(協議)

第9条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第10条 本契約に関する紛争は、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙

別紙 3 全体工事工程表

[民間事業者提案をもとに作成します。]

別紙 4 不可抗力による増加費用等の負担割合

1. 建設期間

建設期間中に不可抗力が生じた場合、増加費用額が同期間の累計で、建設委託料相当額（金●円）の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを越える額については甲が負担する。ただし、不可抗力により保険金が支払われる場合、乙の負担部分を越えた保険金相当額は、甲の負担部分から控除する。

2. 運営期間

運営期間中、不可抗力が生じた場合、本件施設等につき、増加費用額が一事業年度につき累計で、年間のサービス購入料相当分（ただし、第56条による物価変動に伴う改定を考慮し、かつ、第57条による減額を考慮しない金額とする。）の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを越える額については甲が負担する。ただし、不可抗力により保険金が支払われる場合、乙の負担部分を越えた保険金相当額は、甲の負担部分から控除する。

別紙5 法令変更による合理的な増加費用及び損害の負担

法令の変更により生じた合理的な増加費用及び損害は以下の①ないし③のいずれかに該当する場合には甲が負担するものとし、それ以外の法令変更については乙が負担するものとする。

- ① 本事業に直接関係する法令変更
 - ② 消費税に関する法令変更
 - ③ 法人に対し課される税のうち利益に課されるもの以外に関する法令変更
- ただし、甲が負担する場合には、1回の法令変更に係る増加費用及び損害額が20万円に満たないときは、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。
- なお、法人に関する事業税について外形標準課税が導入された場合においても、当該導入により生じる増加費用及び損害は、すべて乙が負担するものとする。外形標準課税とは、現在、所得を基準として課税している法人事業税について、付加価値や資本金等の外形基準によって課税しようとする課税方法をいう。

別紙6 保証書

保証書

(保証)

第1条 [] (以下「保証人」という。)は、埼玉県加須市(以下「市」という。)、と[] (以下「事業者」という。)が平成●●年●●月●●日付けで締結した加須市大越処理区農業集落排水事業事業契約(以下「事業契約」という。)に基づいて事業者が市に対して負う下記の債務(以下「主債務」という。)について、事業契約第58条第2項に基づいてこれを連帯して保証する。なお、本保証契約において使用する用語については、事業契約における定義に従うものとする。

記

事業契約第58条第1項に基づいて事業者が市に対して負う本件施設等のうち事業者が定期修繕として全面的な更新を行った機械設備及び電気設備に関する全面的な修繕又は更新に要する費用相当額の損害賠償債務及び補修義務

(通知)

第2条 工期の変更、延長、工事の中止その他の事業契約の内容(主債務の内容を含む。)に変更が生じた場合には、市は、遅滞なく保証人に変更内容を通知するものとする。主債務の内容に変更が生じたときは、これに従って保証債務の内容も当然に変更されるものとする。

(保証債務履行の請求)

第3条 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人宛に書面によりその旨を通知しなければならない。

(保証契約の解約・終了)

第4条 保証人は、本保証契約を解約することができない。事業契約に従い第三者に本件事業が承継されたときは、市は、本保証契約を終了させることができるものとする。

(管轄)

第5条 本保証契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第6条 本保証契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

平成●●年●●月●●日

市：

保証人： [本店所在地]
[社 名]
[代表取締役名]

別紙 7 保険

- (1) 本施設の整備に係る保険
- ① 建設工事保険 (又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。)
- 保険内容 : 本件施設の建設工事中に発生した工事的目的物の損害を担保する。
担保範囲 : 本事業の対象となるすべての工事を対象とする。
保険期間 : 上記工事の着工日から引渡日までの全期間とする。
保険契約者 : 乙又は乙から建設業務を請負った者 (以下「建設企業」という。) とする。
- 被保険者 : 乙及び建設企業並びにこれらの下請負者 (リース仮設材を使用する場合は、リース会社を含む。) を含むものとする。
保険金額 : 本件施設の建設工事費等 (消費税を含む。) とする。
- ② 第三者賠償責任保険 (又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。)
- 保険内容 : 工事遂行に伴って発生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保する。建設工事保険の特約として損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。
担保範囲 : 本事業の対象となるすべての工事を対象とする。
保険期間 : 上記工事の着工の日から引渡日までの全期間とする。
保険契約者 : 乙又は建設企業とする。
被保険者 : 乙及び建設企業並びにこれらの下請負者 (リース仮設材を使用する場合は、リース会社を含む。) を含むものとする。
保険金額 : 対人1億円/1名、10億円/1事故以上、対物1億円/1事故以上とする。
- (2) 維持管理・運営業務に係る保険
- ① 第三者賠償責任保険 (又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。)
- 保険内容 : 本件施設等の使用、管理の欠陥に起因して発生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保する。
担保範囲 : 本事業の対象となるすべての施設を対象とする。
保険期間 : 維持管理開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。
保険契約者 : 乙又は乙から維持管理業務を請け負った者 (以下「維持管理者」という。) とする。
被保険者 : 甲、乙及び維持管理者並びに乙及び維持管理者の下請負者を含むものとする。
保険金額 : 対人1億円/1名、10億円/1事故以上、対物1億円/1事故以上とする。
- ② 火災保険
- 保険内容 : 維持管理・運営期間中に発生した本件施設等の損害を担保する。

担保範囲 : 本件施設のうち建築部分を対象とする。
保険期間 : 維持管理開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。
保険契約者 : 乙又は維持管理者とする。
被保険者 : 甲とする。
保険金額 : 本件施設のうち建築部分の建設工事費等 (消費税を含む。) とする。

資料7

民間事業者の勉強会に関する説明資料

先導的官民連携事業の導入による 下水道未普及地域の 早期解消に係る勉強会

2016年1月22日

パシフィックコンサルタンツ株式会社

We add value for a bright future.
www.pacific.co.jp

1



目次

1. 管渠整備にPFI方式適用検討を行う主旨と伊豆の国市の現状

- ・ 管渠整備にPFI方式適用検討を行う主旨
- ・ 下水道計画と管渠整備状況

2. PFIの概要

- ・ 官民連携事業とは？
- ・ PFI事業の基本的な考え方
- ・ SPC(特別目的会社)とは？
- ・ PFI事業方式(管渠整備PFI事業想定)
- ・ PFI方式の導入により期待すること
- ・ PFI管渠整備の導入によるメリット
- ・ PFI事業の類似事例

3. 管渠整備にPFI方式を適用する上で想定される事項

- ・ 想定される事業範囲
- ・ 想定される業務範囲
- ・ 想定される事業スキーム
- ・ サービス購入料の支払い方法
- ・ リスク分担

4. 今後について

- ・ PFI方式を適用する上でのスケジュール案
- ・ 課題

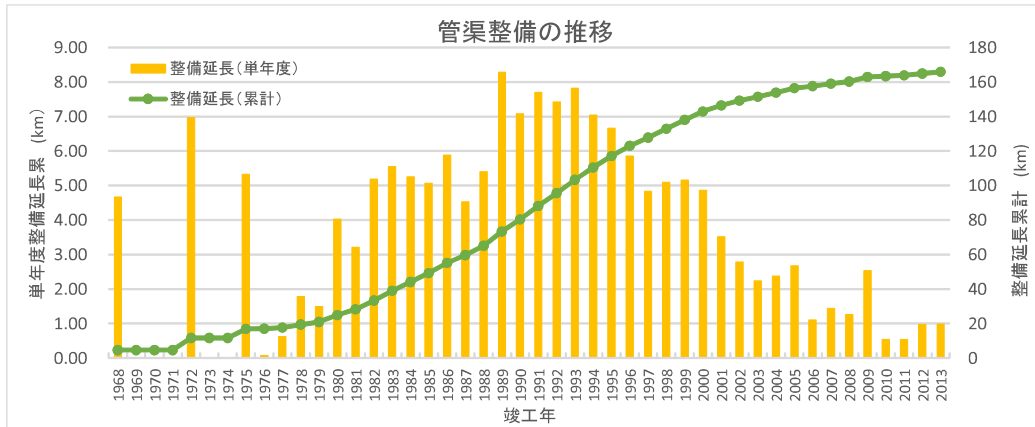
管渠整備にPFI方式適用検討 を行う背景と 伊豆の国市の現状

管渠整備にPFI方式適用検討を行う主旨

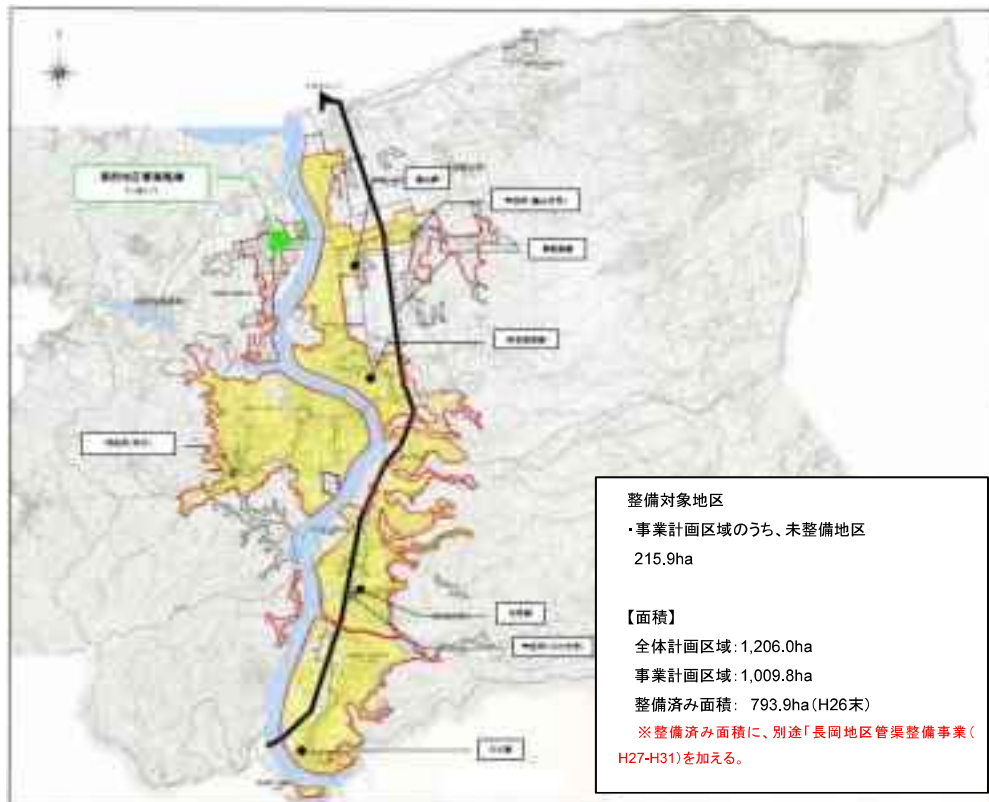
- 下水道等による汚水処理整備は、10年概成の目標が国の施策として示されている。
- 現状の管渠整備規模では、10年間での概成は不可能。
- 下水道整備を短期間で実現するため、民間の資金、創意工夫による資源の有効活用に期待。
- 官民連携手法であるPFI方式の適用を検討。

下水道計画と管渠整備状況

項目	全体計画	事業計画	整備済み
計画目標年次	平成32年度	平成30年度	H26年度末
処理区域面積 (ha)	1,206.0	1,009.8	793.9
処理人口 (定住: 人)	37,900	35,570	—
幹線管渠延長 (m)	20,250	18,840	—
管渠延長 (m)	—	—	166,051 (H25末)

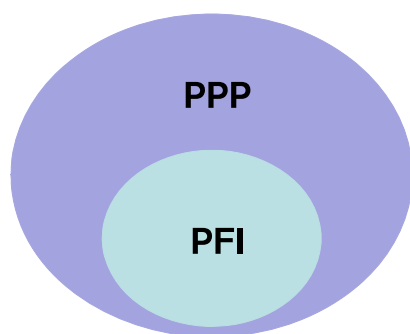


下水道計画と管渠整備状況



PFIの概要

官民連携事業とは？



<PPPとPFIのイメージ>

PPP (Public-Private Partnership)

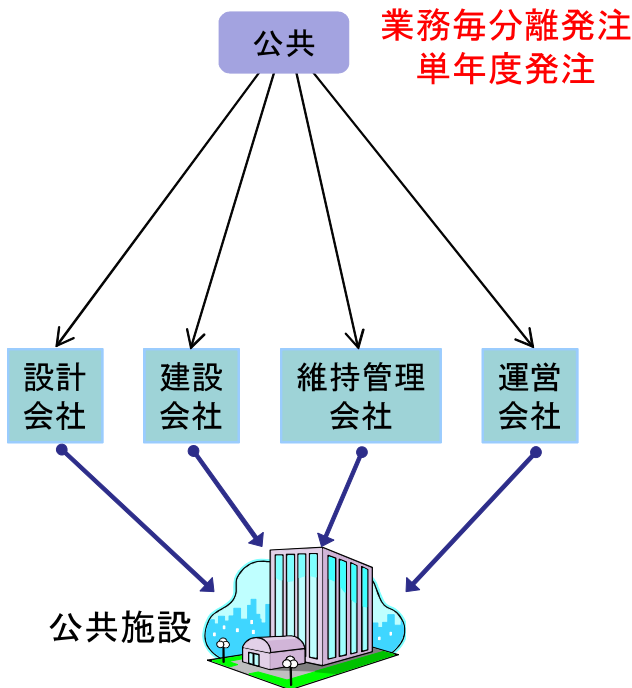
- 官民連携事業
- 公共施設等の整備、運営・維持管理等の**公共サービスの提供に民間が参画**しサービスの向上を図る手法

PFI (Private-Finance Initiative)

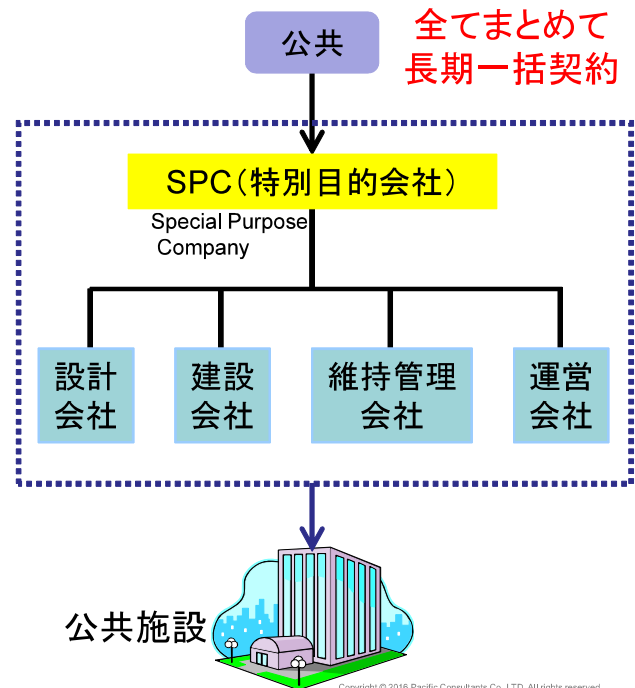
- 上記を**民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用**して行う事業手法
- PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に基づき実施

PFI事業の基本的な考え方

<従来方式>



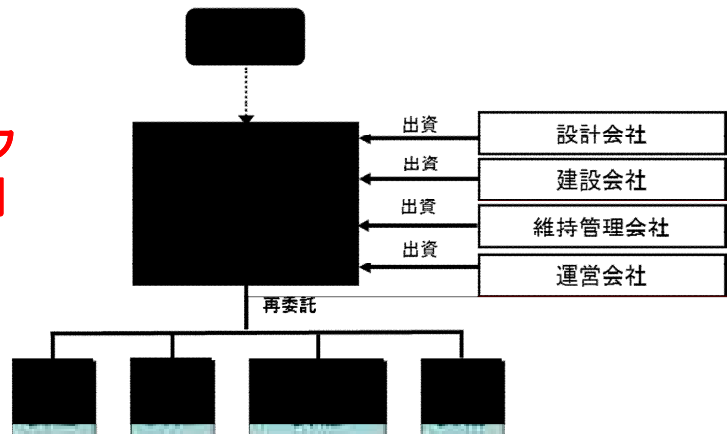
<PFI方式>



9

SPC(特別目的会社)とは？

- PFI事業を実施するために、主に**事業を実施する民間事業者により設立される事業会社**のこと。
- 設立の主な目的は、**事業の長期安定履行**である。一民間事業者が倒産しても、当該民間事業者が実施していた業務を他の民間事業者引き継ぐことで、SPC自体は倒産させず、事業の継続履行を可能とする。
- 設立により、事業のキャッシュ・フローのみに返済財源を限定した**プロジェクトファイナンスによる金融機関からの融資**を可能とする。ただし、その場合でも事業の経営状況悪化時には、出資者による財政支援が必要になる場合が多い。



PFI事業方式(管渠整備PFI事業想定)

方式	概要	事業スキーム
BTO方式 (Build Transfer Operate)	事業者が施設を建設(Build) ⇒施設の所有権を市に移管(Transfer) ⇒事業者がその施設を管理・運営(Operate) ※固定資産税等が非課税、従来方式どおり国庫補助適用可能	サービス購入型
(参考) BOT方式 (Build Operate Transfer)	事業者が施設を建設(Build) ⇒契約期間にわたり管理・運営(Operate) ⇒契約期間終了後、市に施設を譲渡移管(Transfer) ※固定資産税等が課税対象	(参考) その他、独立採算型及び混合型(独立採算+サービス購入型)がある

Copyright © 2016 Pacific Consultants Co., LTD. All rights reserved.

PFI方式の導入により期待すること

①施設の設計・建設、維持管理・運営一括発注に伴う

コストの削減 (LCCの最適化、業務最適化)、施設の早期整備

②民間資金の活用による

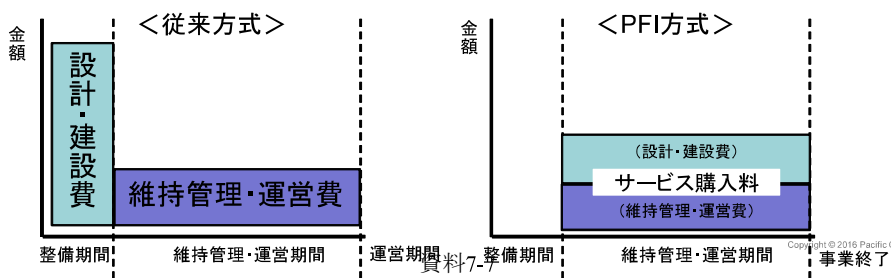
事業の早期実施、金融機関モニタリング効果による品質確保

③財政支出の平準化

④民間事業者の創意工夫によるサービス水準の向上

⑤行政から民間へリスクを移転することによるリスクの最適化

③財政支出平準化のイメージ



Copyright © 2016 Pacific Consultants Co., LTD. All rights reserved.

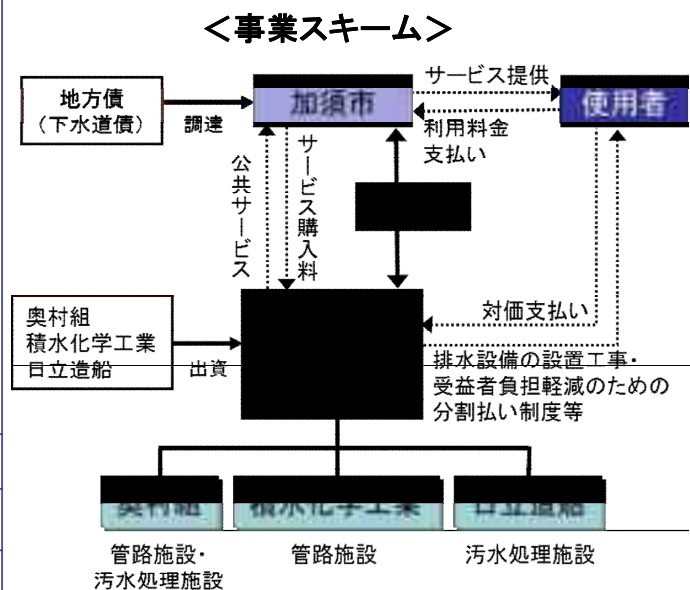
PFI管渠整備の導入によるメリット

市	民間事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● 管渠の早期整備 ... 民間資金の活用、民間事業者の人材活用、民間事業者の創意工夫ノウハウ活用 ● 管渠の効率的整備及び品質向上 ... 民間事業者の創意工夫ノウハウ活用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 長期安定的な業務受注 ... 長期包括契約 ● 業務効率化による利益増 ... 資機材一括調達、閑散期における人材・資機材有効活用、新技術活用

Copyright © 2016 Pacific Consultants Co., LTD. All rights reserved.

PFI事業の類似事例 ～加須市大越処理区農業集落排水事業～

事業範囲	<p>施設整備: 管路施設の設計、污水处理施設の設計、管路施設の建設、污水处理施設の建設、工事監理、事前調査 等</p> <p>維持管理・運営: 管路施設、污水处理施設の維持管理・運營業務</p> <p>本事業の早期効果発現のための業務: 排水設備設置工事等業務</p> <p>事業終了時の措置: 維持管理・運営移管業務</p>
計画処理区域	90.7ha
計画処理人口	2,640人
事業方式	BTO方式
事業期間	H19.1月～H37.3月 (約19年: 設計・建設4年、維持管理15年)



(積水化学工業株式会社HP <http://www.eslontimes.com/system/total/pfi>を参考に作成)

Copyright © 2016 Pacific Consultants Co., LTD. All rights reserved.



管渠整備にPFI方式を適用するうえで 想定される事項

想定される事業範囲

- 契約年数

15年（管渠整備：事業開始から10年、
運営・管理：事業開始から15年）

- 対象施設

設計・建設業務、排水設備関連業務

受益者負担金関連業務、水洗化促進業務

：新規管渠整備区域（面積約200ha、延長約40km）

運営・維持管理業務：市内全域管路施設

10年で汚水処理施設整備概成を目標とする国の施策を踏まえ、
管渠整備期間を10年とする。

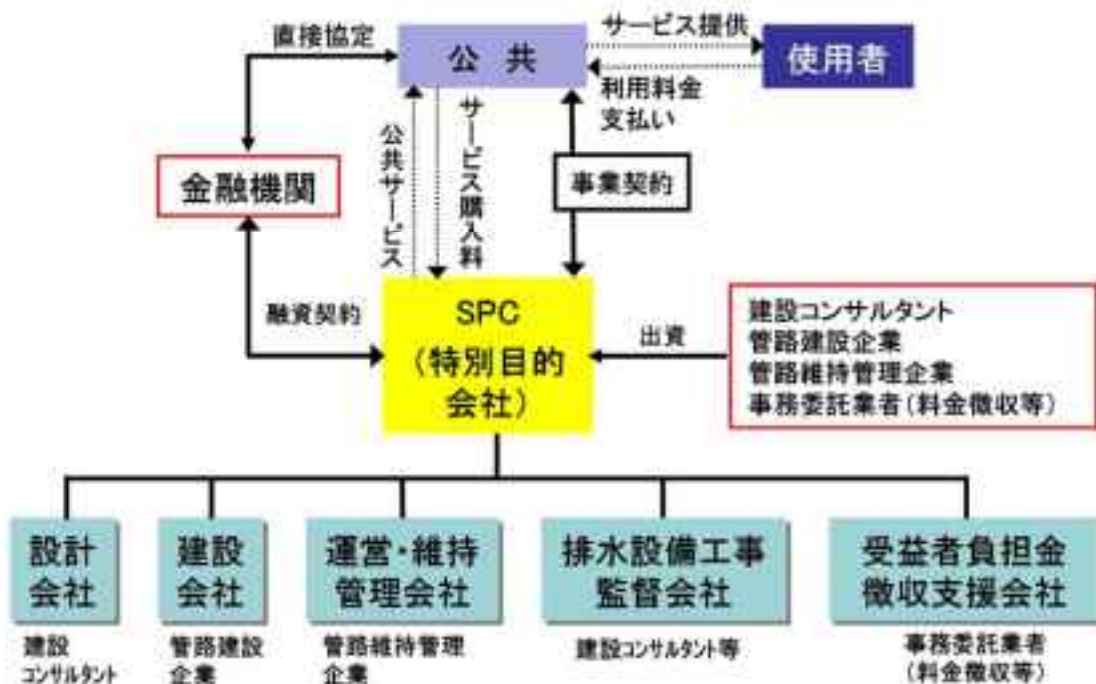
運営・維持管理期間は事業開始から15年とし、整備管渠の初期不良対応、
接続促進を主な目的とし、それ以外に市内全域の管渠の事後保全業務を
対象とする。

想定される業務範囲

- **管渠整備業務**
 - 設計業務、建設業務
- **管渠運営・維持管理業務**
 - 管渠上部点検業務(閉塞多発箇所)、管渠浚渫業務、管渠維持管理苦情対応業務
- **排水設備関連業務**
 - 申請書受理・審査支援業務、工事完了検査支援業務
- **受益者負担金徴収関連業務**
 - 負担金算定・通知業務、負担金徴収支援業務、未納者対応業務(督促状の送付など)
- **水洗化接続促進業務 ※民間事業者の提案による**
 - 未水洗化家屋訪問業務

Copyright © 2016 Pacific Consultants Co., LTD. All rights reserved.

想定される事業スキーム



Copyright © 2016 Pacific Consultants Co., LTD. All rights reserved.

サービス購入料の支払い方法

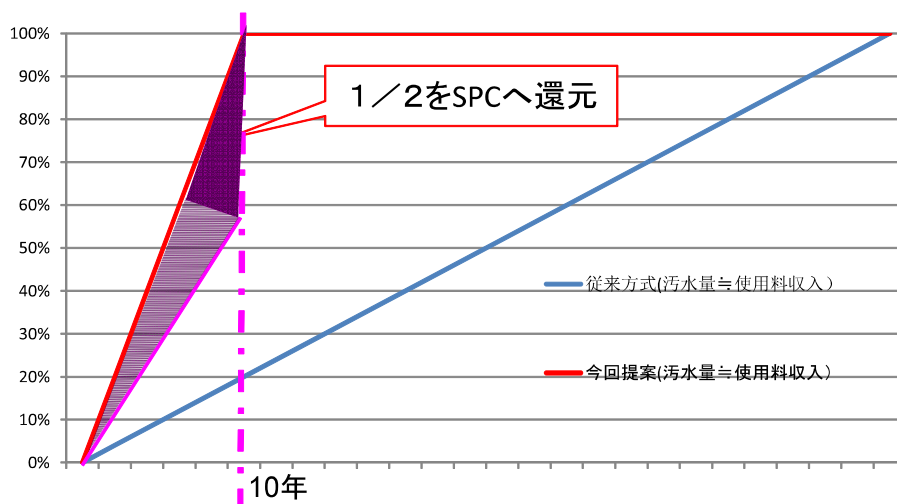
- **管渠整備業務費**
運営・維持管理期間中の割賦払い。ただし、設計・建設期間中の出来高に応じて、国の交付金は一括払い。
- **運営・維持管理業務費**
定期的な支払い(4半期に1回)
- **排水設備関連業務費**
定期的な支払い(4半期に1回)
- **受益者負担金徴収関連業務費**
定期的な支払い(4半期に1回)

Copyright © 2016 Pacific Consultants Co., LTD. All rights reserved.

19

サービス購入料の支払い方法の例

- **インセンティブ報酬の仕組み(案)(水洗化促進関連)**
直営で実施した場合と比較して、事業期間内に水洗化された家屋数による想定収入の1/2を事業者へ還元



主なリスク分担の例(1)

リスクの内容	リスクの内容	市	民間事業者
管渠整備	地質、地下水位、埋設物等による増加費用、工期遅延	○	
	他企業地下埋設物に係る管理者との調整、切り回し工事による増加費用、工期遅延		○
	関係者(道路管理者、河川管理者、地域住民;農繁期など)との調整に伴う増加費用、工期遅延		○
	地盤変動や用水等の枯渇による第三者への損害賠償		○
	施設の瑕疵(漏水、蛇行、道路沈下・陥没、流下不良)		○
運営・維持管理	定期点検、浚渫等の業務の瑕疵に伴う下水流下不良による溢水、悪臭等による第三者への損害賠償		○

Copyright © 2016 Pacific Consultants Co., LTD. All rights reserved.

21

主なリスク分担の例(2)

リスクの内容	リスクの内容	市	民間事業者
受益者負担金徴収関連	受益者負担金徴収関連業務の瑕疵による徴収遅れ及び未徴収		○
	住民の滞納による徴収遅れ及び未徴収	○	
水洗化関連	住民の接続拒否による水洗化遅れ	○	
法令変更	本事業に係る法令の変更・新設	○	
	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更・新設		○
不可抗力	巨大地震、計画段階で想定しない自然災害及び戦争等人為的な現象による本施設の損害、運営・維持管理業務の変更・中止	○	

Copyright © 2016 Pacific Consultants Co., LTD. All rights reserved.

資料7-12

22

主なリスク分担の例(3)

リスクの内容	リスクの内容	市	民間事業者
金利変動	PFI 設計・建設期間中に必要な資金		○
	運営・維持管理期間中に必要な資金	△ ※1	○
物価変動	設計・建設期間中	○	△ ※2
	運営・維持管理期間中	○	△ ※2

※1 事業者の提案によるスプレッドは事業者が負担することとし、基準金利の変動リスクは市が負担することとする。

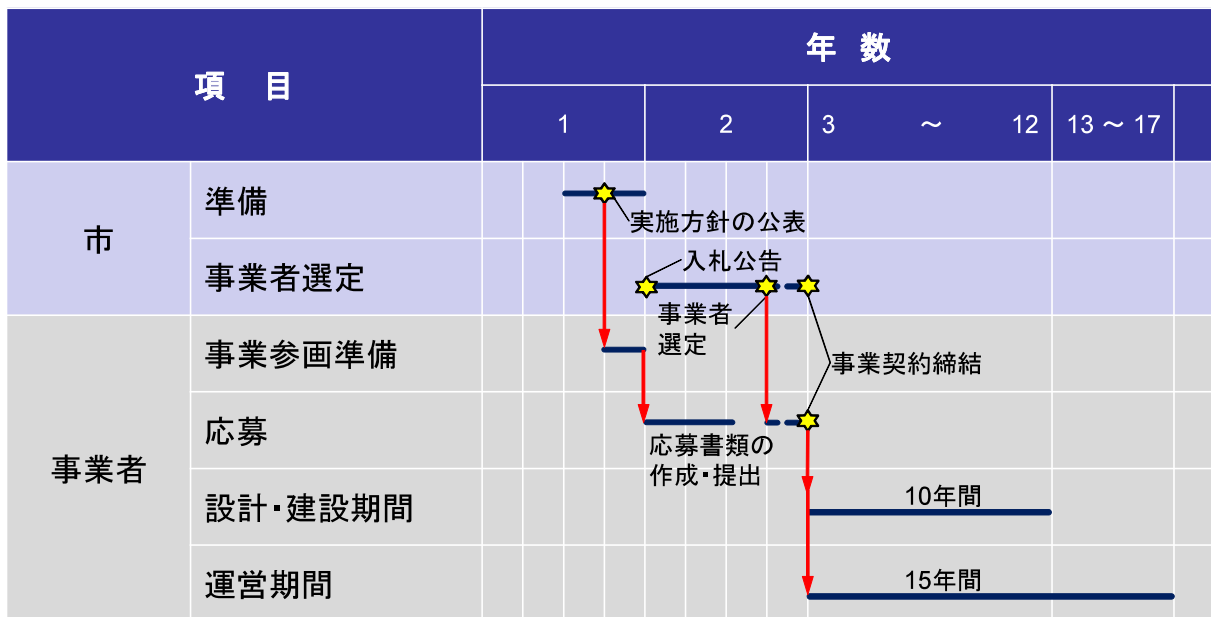
※2 原則市負担とするが、一定の割合までは事業者が負担する。

Copyright © 2016 Pacific Consultants Co., LTD. All rights reserved.

23

PFI方式による事業スケジュールの例

想定される事業スケジュールは次の通りです。



Copyright © 2016 Pacific Consultants Co., LTD. All rights reserved.

25

課題

事業範囲の検討

- 新規の管渠整備
- 既設管の修繕関連業務
- 既設管の改築関連業務(長寿命化、更新)
- 既設管の維持管理業務(清掃、劣化診断等)
- 受益者負担金徴収関連業務
- 水洗化促進業務
- その他

課題

事業者の皆様には、本事業の実現に対するご意見をお寄せください。

- 事業の包括的な発注に対する課題・問題点
- 事業期間に対する課題・問題点
- コスト縮減の実現に対する課題・問題点
- その他

Copyright © 2016 Pacific Consultants Co., Ltd. All rights reserved.

27



Thank you!



We add value for a bright future.
Pacific Consultants Co., Ltd.

www.pacific.co.jp